平成２３年（フ）第２４６号
金沢市西念４丁目15番１号　水産仲卸センター１階、商業登記簿上の本店所在地金沢市西念４丁目７番１号
破産者　株式会社丸水
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２０号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目７番21号
破産者　日本サービスセンター有限会社
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８２１号
愛知県瀬戸市北浦町４丁目12番地　フレックス瀬戸103、開始決定時の住所愛知県瀬戸市西寺山町30
破産者　綾川みよ子
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７４号
愛知県尾張旭市庄南町４―69―12　高村芳子方、住民票上の住所名古屋市守山区幸心１丁目1317番地
破産者　吉住　和高
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９６号
京都市下京区中堂寺北町40番地１
破産者　山縣　謙二
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
広島県東広島市西条町下見4663番地１
破産者　梶山眞穂美
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
北海道旭川市神居７条12丁目１番４号
破産者　木村　勝見
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４号
青森県八戸市大字白銀町字久保下18番地10
破産者　佐々木　誉
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
秋田市新屋町字新町後228番地６
破産者　佐々木陽子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７８号
神奈川県綾瀬市寺尾北３丁目19番37号　メゾンセキ102
破産者　瀧澤　義男
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６６号
横浜市旭区二俣川２丁目44番地　磯崎アパート101号
破産者　伊東　精治
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９号
富山県高岡市横田町１丁目１番11―105号　グランアイビスⅠ、前住所富山県高岡市金屋町13番53号
破産者　手操　淳子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６１５号
金沢市入江２丁目28番地１　第一ビル・205号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町４丁目９番35号
破産者　シノダ金属産業こと　笹田　政義
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２１号
静岡県浜松市中区葵東２丁目23番46号　アストロハイツⅡ204、開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目56番１号
破産者　長谷　智則
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
開始決定時の住所愛媛県伊予市大平甲1500番地１
破産者　山本　武彦
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
愛媛県宇和島市長堀１丁目１番35―１号
破産者　吉田　巨樹
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県大島郡徳之島町母間8992番地２
破産者　折田千恵美（旧姓渡）
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部